

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2024年11月13日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界（広域）女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダ推進のための情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界（広域）女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダ
推進のための情報収集・確認調査（一般競争入札（総合
評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00755

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年11月13日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）女性・平和・安全保障（WPS）アジェンダ推進のための情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結しますので本体契約には含めません。これにより入札書にも計上不要になります。

(4) 契約期間（予定）：2025年1月から2026年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

(7) 部分払いの設定²

具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2025年10月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年11月19日 中
2	入札説明書に対する質問	2024年11月20日 12時
3	質問への回答	2024年11月25日
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年11月29日 12時
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2024年12月12日 10時30分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/HFh4mBr0cw>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争
参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金
額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の
内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前
までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期
間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消

費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書(または別見積書)」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2.(3) 日程参照

- (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

- (3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：最低見積価格／それ以外の者の価格×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（4）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

（5）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- （1）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （2）速やかに契約書を作成し締結します。
- （3）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

国際連合安全保障理事会は2000年に国際紛争の予防・解決・平和構築・平和維持のあらゆるレベルにおいて女性を「積極的主体」として位置付け、女性の保護及び平和構築や和平プロセスへの女性の参画を保障するための「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security、以下「WPS」という。）に関する決議第1325号」を全会一致で採択した⁴。以降、数年ごとに関連決議が9度採択され、うち6つの決議によって1325号決議の内容が具体化され、3つの決議によって加盟国に要請する取り組みが強化された⁵。日本政府は、WPSアジェンダを推進するため2015年に第1次行動計画（以下、「NAP」という）を策定し、その後2019年に第2次NAP、2023年に第3次NAPを策定した。日本のNAPには防災・災害対応における取り組みが含まれるのが特徴的であるが、第3次NAPでは、新たに気候変動への取り組み、日本国内におけるWPSの取り組みが含まれている。

日本政府⁶は2016年度以来、各省庁・JICAに対してNAPの実施状況をモニタリングしており、JICAはこれまで延べ600件以上をモニタリング対象案件として報告してきた。第2次NAPの評価報告書では、ジェンダー平等と女性のエンパワメントへのインパクト、ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた取り組み、女性のリーダーシップや参画を促進する取り組みが少ないことが課題とされている。

世界情勢の不安定化による紛争の多発、気候変動による災害の頻発を受け、人間の安全保障の実現のためにもWPSアジェンダへの取り組み強化が一層求められている。本

⁴ 武力紛争下と紛争後の女性への影響を初めて取り扱った画期的な決議であり、以下の4つの柱を有する。（1）参画：紛争予防・解決、和平交渉、平和維持、平和構築の全ての取組への女性の平等で十分な参画、（2）予防：紛争予防、紛争下の性的及びジェンダーに基づく暴力や人権侵害の防止、（3）保護：紛争下の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力や人権侵害からの保護や救済、（4）救済と復興：人道支援、復興、開発支援。

⁵ これらの決議をまとめて「WPSアジェンダ」と一般的に呼称されている。

⁶ 主管は外務省。

調査では、これまでの課題及び第3次 NAP を踏まえて、紛争影響下における JICA 事業において、WPS アジェンダに貢献する取組みを強化する計画策定やそのために必要な調査・情報、日本国内への JICA の WPS に関する取組みの還元について情報収集・整備を行う。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査では、紛争影響下における JICA 事業において、WPS アジェンダに貢献する取組みを強化するために、第2次 NAP で指摘された課題及び第3次 NAP を踏まえて、計画策定に必要な調査や情報、JICA の WPS に関する取組みの日本国内への還流について情報収集・整理を行う。

(2) 調査対象国

全世界

第3条 調査実施の留意事項

(1) 調査の構成

本調査は、3つのコンポーネントにより形成される。コンポーネント1は、平和構築分野の案件における女性の参画・リーダーシップ、ジェンダー平等と女性のエンパワメントへのインパクト強化に向けた情報収集・整理を行う。JICA の平和構築案件におけるジェンダー主流化の現状と課題、他開発パートナーによる平和構築のコンテキストにおけるジェンダー主流化、女性の参画・リーダーシップの取組み事例を分析する。また、平和構築分野の案件の計画策定においてジェンダー主流化を試行し、教訓や提言等を取りまとめる。

コンポーネント2は、平和構築における女性の参画・リーダーシップ推進に資する本邦招へいプログラムを試行し、成果や教訓等を取りまとめる。第3次 NAP には日本国内の WPS アジェンダ推進が含まれていることから、招へいプログラムを通じた日本国内での WPS 周知等への貢献、日本と開発途上国の関係者の意見交換による学び合いやネットワーキング推進にも取組み、その成果と教訓を取りまとめる。

コンポーネント3は、WPS 案件の形成や計画策定の際のジェンダー調査に活用するためのデータや情報の収集・整理を行う。JICA が作成したジェンダー主流化推進のための資料（「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」、「国別ジェンダー情報」等）をレビューしたうえで、WPS 貢献案件の形成・計画策定において必

要・有益な情報、調査項目、調査方法等を提案し、試行的に国別情報を取りまとめるほか、「女性・平和・安全保障（WPS）の文脈を踏まえたジェンダー主流化のための手引き（仮称）」として取りまとめる。

（２）平和構築や紛争予防を主目的とする事業の分析⁷

ジェンダー視点に立った取り組みの有無にかかわらず、分析対象とする。分析対象案件リスト（案）をジェンダー平等・貧困削減推進室から提供し、受注者と協議のうえ対象案件を決定するが、現時点では15-20件程度を想定している。平和構築や紛争予防を主目的とする事業が実施されている地域は社会的に複雑で、人々の多様な属性や複雑な関係性に加えて様々な事項への配慮が必要なことが多い。そのような中でジェンダー主流化を実施/実施しなかった背景や、実施/実施しなかったことによる正負のインパクト、教訓等について分析する。ジェンダー主流化を実施した事業、実施しなかった事業から数件ずつ選定し、JICA関係者（国際協力専門員、在外・本部の担当者等）、専門家からのヒアリングも行うこと。また、ヒアリング対象者が身構えないよう工夫し、本音や実態を引き出すこと。

（３）他開発パートナーによる事業の分析

他開発パートナーのWPSアジェンダ貢献案件の好事例に関する現地調査は2か国程度を想定している。国内調査結果を踏まえて調査対象案件・国を提案し、JICAガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室（以下、「ジェンダー平等・貧困削減推進室」という。）と協議・合意すること。

（４）平和構築分野の案件の計画策定におけるジェンダー主流化の試行

本調査では、紛争影響地域における案件形成または計画策定に係る調査に参加し、ジェンダー調査・分析を行い、当該案件におけるWPSアジェンダに貢献する取り組み（案）、指標（案）、案件実施の際の留意点等を提案する。対象案件は2件程度を想定する。対象案件は、受注者の対応可能次期、JICAの調査時期等を考慮して、受注者とジェンダー平等・貧困削減推進室にて協議・合意する。

提案する取り組み（案）は、WPS評価報告書にて取り組み強化が必要とされている、女性の参画・リーダーシップ、ジェンダー平等と女性のエンパワメントへのインパクト強化（両方、またはいずれか一方）に関するものを含むこと。

プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）への組み込みに加え、ジェンダーアクションプラン（GAP）作成が推奨される。

（５）招へいプログラム

⁷平和構築・紛争予防を主目的とする事業に関するジェンダー視点からの分析について、分析内容、重点事項、留意事項等について、技術提案書で提案してください。

招へいプログラムの目的は、ロールモデルとなる女性たちが WPS アジェンダに関する知見を深めることに加えて、参加者間、日本の関係者との交流を通じて、現在の活動や今後の活動計画をレビュー・更新し、リーダーシップに資する能力強化を図ることを目的とする。また、ネットワーキングや日本における WPS アジェンダ推進に関する発信も重視する。発信の一環として、ジェンダー平等・貧困削減推進室にて企画・実施する予定の TICAD 9 サイドイベントを念頭に置く。

(6) 「WPS の文脈を踏まえたジェンダー主流化のための手引き（仮称）」⁸

JICA は教育や運輸交通など 12 分野において、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」を作成・公開している。WPS アジェンダ推進は平和構築のみならず、様々な分野において実施可能であることから、上記手引きをレビューしたうえで、WPS の文脈を踏まえた手引きを新たに作成する。なお、実務者が WPS アジェンダ推進に貢献する案件の形成、計画策定に携わる際に参照する手引きとして、使い勝手のよい構成・内容とすること。また、本調査は平和構築・紛争予防を主目的とする事業を中心とした調査だが、日本政府 NAP に含まれる災害対応、防災、気候変動においても共通する事項があれば、それらも手引きに含めること。

(7) 「WPS の観点を含めた国別ジェンダー情報（仮称）」⁹

WPS アジェンダ推進に貢献する案件の計画策定のためには、ジェンダー調査・分析が必要である。紛争影響地域において案件形成、計画策定を行う際のジェンダー調査・分析に係る投入の負担を軽くするために、試行的に WPS の観点を含めた国別ジェンダー情報を作成する。2 か国作成する想定として、紛争影響地域を含み、かつ JICA の事業量が多い国を選定する。JICA が以前作成していた国別ジェンダー情報整備調査報告書の内容をレビューしたうえで、案件形成・計画策定に携わる実務者にとって使い勝手がよく、必要十分な情報となるよう、コンポーネント 1 の試行案件におけるジェンダー主流化の経験、関係者からの情報収集も踏まえて、工夫する。

第 4 条 調査の内容

(1) コンポーネント 1：平和構築案件における女性の参画・リーダーシップ、ジェンダー平等と女性のエンパワメントへのインパクト強化

(国内調査)

⁸ 「WPS の文脈を踏まえたジェンダー主流化のための手引き（仮称）」の構成、内容、実務者にとって使い勝手のよいものとするための工夫について、技術提案書で提案してください。

⁹ 「WPS の観点を含めた国別ジェンダー情報（仮称）」の構成、内容、工夫について、技術提案書で提案してください。

- ① JICA の WPS モニタリング対象案件の分析。「女性・平和・安全保障に関する行動計画評価報告書」や『「女性・平和・安全保障に関する行動計画」モニタリング・実施状況』等を参照し、特にジェンダー平等と女性のエンパワメントヘインパクトをもたらす取り組み、女性のリーダーシップや参画を促進する取り組みに焦点をあて分析し、傾向や特徴を把握する。
- ② 平和構築や紛争予防を主目的とする事業（WPS モニタリング対象案件、及び同対象外案件）についてジェンダー視点に立った取り組みの有無、同取り組みがある場合は成果、課題等を分析する（JICA から案件リストを提供。15-20 件程度を想定）。ジェンダー視点に立った取り組みがある事業、同ない事業ともに、ジェンダー視点に立った取り組みを含めなかった/含めた理由、背景、含めた/含めなかったことによるインパクト、教訓等について聞き取り等も含めて情報収集・分析を行う。
- ③ 他開発パートナーの WPS アジェンダ貢献案件において、ジェンダー平等に関してビルドバックベターを実現した案件、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに特筆すべき正のインパクトを与えた案件について情報収集・分析する。
- ④ 他開発パートナーの女性の参画促進とリーダーシップ醸成に関して成果を上げた事業・取り組みについて情報収集・分析する。
- ⑤ 他開発パートナーの WPS アジェンダ貢献案件に係る現地調査国、調査内容等の提案を行い、ジェンダー平等・貧困削減推進室と協議のうえ、地現地調査国等を決定する。

（現地調査／2 か国程度を想定）

上記にて成果を上げている案件、革新的な案件について、現地調査を行い、ジェンダー平等と女性のエンパワメント、平和構築への貢献、要因、ジェンダーへのインパクト、教訓、留意点等を明らかにする。JICA 事業にて同様の取り組みを行う可能性について考察し、取りまとめる。

（国内調査）

試行案件¹⁰におけるジェンダー主流化に向け、調査項目の整理、案件理解等を行う。

（現地調査／2 か国程度を想定）

試行案件の計画策定の方向性、ジェンダー調査・分析結果を踏まえ、試行案件にジェンダー視点を組み込む提案を行う（ジェンダー平等と女性のエンパワメントヘインパクトをもたらす取り組み、女性のリーダーシップや参画を促進する取り組みを含むこ

¹⁰ 紛争影響地域にて実施予定のJICA案件。

とが望ましい)。プロジェクト・デザイン・マトリクス (PDM) への組み込みに加え、ジェンダーアクションプラン (GAP) 作成が推奨される。

(国内作業)

他開発パートナーの事例分析、JICA 事業における取組、課題や教訓、試行案件の計画策定における教訓や留意点を踏まえ、紛争影響地域にてジェンダー主流化に取り組み WPS アジェンダに貢献する事業を目指すための調査項目、取組み案、指標、留意点等を取りまとめる。これらは、コンポーネント 3 で作成する「WPS の文脈を踏まえたジェンダー主流化のための手引き (仮称)」に反映することを念頭に置く。

(2) コンポーネント 2 : WPS アジェンダ推進に係る取り組みの日本への還元に向けた取り組みに関する情報収集

(国内調査)

- ① 他国における WPS 周知や広報の取り組みについて情報収集を行う。
- ② 日本において、WPS アジェンダ推進に資する活動を行っている市民団体、有識者等について情報収集を行う。
- ③ 日本における WPS 周知や広報の効果的な取り組みを検討・提案する。
- ④ 紛争影響地域における WPS アジェンダ推進の取り組みの日本への還元、ネットワーキングを目的とした日本招へいプログラムを企画する (市民団体や有識者等との意見交換・交流、TICAD 9 サイドイベントにおける発信等を含む)。
- ⑤ AU 傘下の FemWise-Africa の活動・実態について情報収集を行う。FemWise-Africa に加盟している団体の活動状況 (全般)、モデル的な活動を行っている団体について情報収集を行う。
- ⑥ FemWise-Africa や加盟団体において、JICA 事業への今後の示唆や JICA 事業との連携、ロールモデルといった観点から、日本招へい候補者を選定する。適格者が見当たらない場合もあり得る。(1-2 名を想定)
- ⑦ コンポーネント 1 にて情報収集を行った女性の参画促進とリーダーシップ醸成に関して成果を上げた事業・取り組みにおいて、JICA 事業への今後の示唆や JICA 事業との連携、ロールモデルといった観点から、招へい候補者を選定する。適格者が見当たらない場合もあり得る。(1-2 名を想定)
- ⑧ JICA の WPS モニタリング対象案件の関係者において、女性の参画促進とリーダーシップ醸成、ロールモデル、ネットワーキングの観点から、招へい候補者を選定する。(2-3 名を想定)
- ⑨ 招へいプログラムを実施する。(4 名を想定)

- ⑩ 招へいプログラムの成果、教訓、提言等を取りまとめる。WPS アジェンダ推進を目指す案件において本邦研修等を実施する際に参照できるものとする。

(3) コンポーネント3：WPS 貢献案件の形成に資する情報収集

(国内調査)

- ① JICA が作成したジェンダー主流化推進のための資料（「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」、「国別ジェンダー情報」等）をレビューする。
- ② 上記及びコンポーネント1の情報収集・分析を踏まえて、WPS 貢献案件形成・計画策定において必要・有益な情報、データのうち、既存の統計情報や報告書から入手できるものをリスト化する（ウェブアドレス、更新頻度等を含む）。
- ③ 上記及びコンポーネント1の情報収集・分析を踏まえて、WPS 貢献案件形成・計画策定において JICA スタッフ、コンサルタント、専門家が使用することを想定し、必要・有益な情報、調査項目、調査方法等を検討し、「WPS の文脈を踏まえたジェンダー主流化のための手引き（仮称）」（案）を作成する。JICA の平和構築協力のコンテクスト、アプローチを踏まえること。また、ジェンダーに関する十分な知識を有していないスタッフも利用しやすいよう留意する。
- ④ JICA スタッフ、コンサルタントが案件形成、計画策定時にジェンダー主流化のために使用することを想定し、「WPS の観点を含めた国別ジェンダー情報（仮称）」を取りまとめる（2 か国を想定）。公開データにより得られる情報、得られない情報を峻別し、公開データを積極的に活用するとともに、当該国での情報収集は現地再委託により実施することを想定。今後の他国への展開可能性を考慮し、公開データのリスト、現地再委託における業務指示書（実施の結果改善点があれば反映）を取りまとめる。

第5条 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

1) 業務計画書

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等をまとめたもの。

提出時期：業務開始後 10 日以内

部 数：電子データ英文・和文 1 部（PDF 及び word 形式）

2) 本邦招へい実施報告書

記載事項：本邦招へいの実施結果の報告

提出時期：2025年10月

部数：電子データ英文・和文1部（PDF及びword形式）

3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：ファイナルレポートの第一稿

提出時期：2026年1月末

部数：電子データ英文・和文各1部（PDF及びword形式）

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果、提言内容をまとめたもの。

添付資料：

1. WPS アジェンダ推進に関連する日本国内の有識者・団体リスト（活動概要含む）
2. WPS の観点を含めた国別ジェンダー情報（仮称）2か国分
3. WPS の文脈を踏まえたジェンダー主流化のための手引き（仮称）
4. WPS の観点を含めた国別ジェンダー情報（仮称）に関する公開データリスト、業務指示書

詳細は（別紙）ファイナルレポート目次案の通り。

提出時期：2026年2月下旬

部数：電子データ英文・和文各1部（PDF及びword形式）

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

(別紙)

ファイナルレポート目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. JICA 事業における WPS アジェンダ推進
 - (1) WPS モニタリング対象案件の分析 (成果、課題、教訓等)
 - (2) ジェンダー視点からの平和構築・紛争予防案件の分析 (成果、課題、教訓等)
2. 他開発パートナーの WPS アジェンダ推進に関する取り組み
 - (1) 主要開発パートナーの取り組み (特徴、成果、課題等)
 - (2) 女性の参画促進とリーダーシップ醸成に向けた取り組み
 - (3) ジェンダー平等と女性のエンパワメントへのインパクト発現に向けた取り組み
 - (4) 事例分析
3. 平和構築・紛争予防案件におけるジェンダー主流化
 - (1) 試行案件の概要
 - (2) 試行案件におけるジェンダー主流化
 - (ア) ジェンダー調査・分析
 - (イ) 取り組み (案)、指標 (案)、留意事項等
 - (ウ) 考察
4. 女性のリーダーシップ促進と日本への還元に向けた取り組み
 - (1) WPS アジェンダ推進に関連する日本国内の動き
 - (2) WPS アジェンダ推進に関連する日本国内の有識者・団体
 - (3) 本邦招へいプログラム
 - (ア) 招へい者の WPS アジェンダ推進に関する活動
 - (イ) プログラム
 - (ウ) 成果 (能力強化、ネットワーキング等) と課題
 - (エ) 日本への還流
5. WPS アジェンダ推進に向けて
 - (1) 課題
 - (2) WPS の観点を含めた国別ジェンダー情報 (仮称) について (背景、課題への対応点、提言等)
 - (3) WPS の文脈を踏まえたジェンダー主流化のための手引きについて (仮称) (背景、課題への対応点、提言等)

添付資料:

1. WPS アジェンダ推進に関連する日本国内の有識者・団体リスト (活動概要含む)
2. WPS の観点を含めた国別ジェンダー情報 (仮称) 2 か国分
3. WPS の文脈を踏まえたジェンダー主流化のための手引き (仮称)

4. WPS の観点を含めた国別ジェンダー情報（仮称）に関する公開データリスト、業務指示書

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	平和構築・紛争予防を主目的とする事業に関するジェンダー視点からの分析に係るフレームワーク	第3条 調査実施の留意事項（2）及び、第4条 調査の内容（1）（国内調査）②
2	「WPSの文脈を踏まえたジェンダー主流化のための手引き（仮称）」の構成、内容、工夫	第3条 調査実施の留意事項（6）及び、第4条 調査の内容（3）③
3	「WPSの観点を含めた国別ジェンダー情報（仮称）」の構成、内容、工夫	第3条 調査実施の留意事項（7）及び、第4条 調査の内容（3）④

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 6.67 人月

(現地渡航回数：延べ4回)

本邦招へいに関する業務人月1.9人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。

なお、上記の業務人月は、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、ジェンダー主流化及び女性・平和・安全保障の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／○○ 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：紛争の影響を受けている地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- WPS の観点を含めた国別ジェンダー情報

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

なし

2) 公開資料

- 国別ジェンダー情報整備調査報告書例（コンゴ民主共和国 ジェンダー情報整備調査 報告書（2017））
- JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
- 外務省「女性・平和・安全保障に関する行動計画 2023-2028（第3次）」
- 外務省「女性・平和・安全保障に関する行動計画評価報告書 2020年1月～2021年12月」
- 外務省「女性・平和・安全保障に関する行動計画」モニタリング・実施状況（2020年1月～12月）」

(6) 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語↔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地調査国・地域が決定しましたら、当該国の JICA 安全対策措置を確認し、同措置で定められている行動規範を遵守してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：紛争影響地域におけるジェンダー主流化を含む業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4

ー4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年10月追記版))」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、現時点で現地調査対象国は決定していませんが、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」5ページ【表1: 報酬単価の加算を認める「紛争影響国・地域」】における調査は想定していません。

(2) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(3) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(4) 定額計上について**本案件は定額計上があります (21,230,000円 (税抜))**。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	旅費 (航空賃)	「第2章 特記仕様書案 4. 調査の内容 (1) コンポーネント1 : 平和構築案件における女性の参画・リーダーシップ、ジェンダー平等と女性のエンパワメントへのインパクト強化」	5,980,000円	業務従事者の航空賃	旅費 (航空賃)
2	旅費 (その他)		1,008,000円	業務従事者の日当、宿泊料	旅費 (その他)
3	現地調査時の現地備人費		431,000円	アシスタント、通訳 (英語以外の言語通訳が必要な場合) 備上にかかる経費	一般業務費 (特殊備人費)
4	現地調査時の車両関連費		1,282,000円	車両借上げ費用 (運転手、ガソリン代含む)、防弾車借上げ費 (安全対策上必要な場合/運転手、ガソリン代含む)	一般業務費 (車両関連費)
5	現地調査時の旅費・交通費		952,000円	調査対象国内を移動する際	一般業務費 (旅費・交通)

				に発生する業務従事者の交通費及び特殊傭人の日当・宿泊料・交通費	費)
6	WPSの観点を含めた国別ジェンダー情報（2か国を想定）	「第2章 特記仕様書案 4. 調査の内容（3）コンポーネント3：WPS 貢献案件の形成に資する情報収集」	5,000,000円		再委託費
7	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	「第2章 特記仕様書案 4. 調査の内容（2）コンポーネント2：WPS アジェンダ取り組みの日本への還元に向けた取り組みに関する情報収集」	6,577,000円	報酬 5,520,000円（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号 0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費 1,057,000円）	報酬 国内業務費

（5）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、

加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（6）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力 : <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2